

吸収分割に関する事前開示事項の変更
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2025 年 6 月 6 日

東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
日本電気株式会社
取締役代表執行役社長 森田 隆之

当社は、NECネクサソリューションズ株式会社（本店所在地：東京都港区芝三丁目 2 3 番 1 号。以下「本承継会社」といいます。）との間で 2025 年 4 月 22 日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、本吸収分割契約に定める当社の権利義務を本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項を記載した 2025 年 5 月 9 日付「吸収分割に係る事前開示事項」（以下「当初開示書面」といいます。）を備置しております。

この度、本承継会社において、2025 年 5 月 30 日付で、2025 年 3 月期に係る会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類につき同法第 436 条第 3 項に規定する取締役会の承認を受け、新たな最終事業年度が存することとなったため、当初開示書面のうち、「4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）」の「(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」を以下のとおり変更いたします。

なお、その他の事項については、当初開示書面で既に開示した内容から変更はありません。

変更後の内容

4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
 - (1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおりです。

以 上

別紙2 本承継会社の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告及び会計監査報告）の内容

(次頁以降に添付)

第 5 1 期 報 告 書

〔 自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日 〕

事 業 報 告

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

NECネクサソリューションズ株式会社

事業報告

〔 自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日 〕

1. 株式会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国の経済は、前期から引き続いて、訪日インバウンドの増加、好調な企業業績、貯蓄から投資へのシフトと株高、大企業を中心とした賃上げムードなど、大都市圏を中心に明るい材料が多くありました。

一方で、地方・中堅中小企業においては、エネルギーや原材料価格がますます高騰、従前からの人手不足などの構造的な問題もますます顕在化しており、地域経済は厳しさが続いています。また、頻発する自然災害、地球温暖化への対応や、国際紛争などの影響もあり、将来も見通しにくい状況にあります。

当社が属する情報サービス産業においては、このような人手不足や脱炭素など多くの社会課題への解決策として、DX(デジタルトランスフォーメーション)が注目されており、業界としても追い風が吹いています。近年のAIブームが実用段階に入って来たことも加わって、民需領域、公共領域ともにDX投資には前向きな状況です。

このような事業環境のもと、当社は、NECグループ2025中計に基づいて、「高利益体質への転換」と「サービス創出企業への変革」という方針のもと事業を推進してまいりました。

事業目標達成に向けて、売上については、特に公共領域においては、昨年を引き続き自治体標準化案件が好調で、大幅な増収となりました。民需においても、製造業、流通サービス業ともにプラス成長となっています。

利益につきましても、当期はNECグループ方針に基づいて大幅な賃上げを行ったものの、従前から取り組んでいる、大型の不採算案件の発生抑制や、受注前段階からの案件審査による採算性改善の取組みにより、大幅な増益を実現することが出来ました。

以上の結果、当期の売上高は、777億3千1百万円(前期比36億6千1百万円増収)となりました。また、当期純利益は、56億9千3百万円(前期比18億6千9百万円増益)となりました。

設備投資につきましては、ソリューション・サービス開発投資、働き方改革ならびにオフィス環境整備のための投資を行い、投資総額は11億7千万円(前期比2億8千1百万円増加)となりました。

当社の対処すべき課題は、まず、既存事業において実現した収益性を短期で終わることなく継続し、かつ更に向上させるとともに、事業のサービス化の取り組み成長軌道に乗せること、そして、これらをコンプライアンス最優先で実行することです。

今後も、お客様起点の活動を通じて社会に貢献し続けるよう、社員一同、努めてまいります。

(2) 財産および損益の状況

| 区 分 \ 年 度 | 2021 年度 (第 48 期) | 2022 年度 (第 49 期) | 2023 年度 (第 50 期) | 2024 年度 (第 51 期) |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売上高 (百万円) | 64,673 | 71,791 | 74,070 | 77,731 |
| 当期純利益 (百万円) | 1,941 | 2,688 | 3,825 | 5,693 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 1,190.50 | 1,649.03 | 2,346.44 | 3,492.76 |
| 総資産 (百万円) | 32,325 | 35,407 | 35,929 | 37,414 |

(3) 主要な事業内容

当社は、ソリューション・サービスを中核とし、アウトソーシングサービス、システムインテグレーションサービス、プラットフォームサービスを融合した総合情報サービスの提供を行っております。

(4) 本社および主要な営業所

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|----------|
| 本 社 | 東京都 港区 |
| 玉 川 事 業 場 | 神奈川県 川崎市 |
| 関 西 支 社 | 大阪府 大阪市 |
| 中 部 支 社 | 愛知県 名古屋市 |

(5) 使用人の状況 (2025 年 3 月 31 日現在)

| 使用人数 | 対前期増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-------|--------|--------|
| 1,888 名 | 28 名 | 47.6 歳 | 22.9 年 |

(注) 使用人数には常勤役員 (4 名) および他社への出向者 (30 名) は含めておりません。

(6) 親会社の状況 (2025年3月31日現在)

a. 親会社との関係

当社の親会社は日本電気株式会社であり、同社は当社の株式を163万株（出資比率100%）保有しております。

当社は日本電気株式会社より、ソフトウェア開発等の業務の受託を行っております。また、日本電気株式会社とは販売店契約を締結し、システム販売に必要な電子計算機等の仕入や顧客システムの運用サービスの委託を行っております。

b. 親会社との間の取引に関する事項

親会社との取引に当たっては、価格その他の条件は市場実勢を勘案した内容により交渉の上合理的な判断をもとに決定しており、妥当なものと判断しております。

当社の取締役会としては当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

(7) 主な借入先

| 借入先 | 借入金残高 | 借入先が有する当社の株式数 |
|----------|-------|---------------|
| 日本電気株式会社 | - | 163万株 |

(8) 株式に関する事項

| | |
|-----------|------------|
| ①発行可能株式総数 | 6,520,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 1,630,000株 |
| ③株主1名 | 日本電気株式会社 |

(9) 会社役員に関する事項

取締役および監査役

| 氏名 | 会社における地位 | 担当または主な職業 |
|--------|---------------|--|
| *木下 孝彦 | ※代表取締役 執行役員社長 | |
| *伊東 史郎 | 取締役 執行役員常務 | S I 機能 |
| *伊藤 正己 | 取締役 執行役員常務 | 営業機能 |
| 白石 一彦 | 取締役 | 日本電気株式会社 Corporate SVP |
| 清水 一寿 | 取締役 | 日本電気株式会社 Corporate SVP |
| 田尾 研二 | 取締役 | 日本電気株式会社 <デジタルプラットフォームビジネスユニット>BluStellar 事業推進部門 BluStellar セールス統括部長 |
| 大久保 智史 | 取締役 | 日本電気株式会社 経営企画・サステナビリティ推進部門 グループ事業改革部長 |
| 宮北 泰宏 | 監査役 | 日本電気株式会社 グループ内部監査部門 経営監査部 子会社監査役グループ関係会社監査役専任部長 |
| 津田 明宏 | 監査役 | 常勤監査役 |

(注1) ※印は代表取締役であります。

(注2) *印の取締役3名は、執行役員を兼務しております。

(注3) 2024年6月20日開催の第50期定時株主総会において、清水一寿氏および田尾研二氏が新たに取締役に、宮北泰宏氏が新たに監査役に選任され、同日付をもって就任いたしました。

(注4) 2024年6月20日開催の定時取締役会において、取締役木下孝彦氏が代表取締役に選定され、同日付をもって就任いたしました。

(注5) 当期中に退任した取締役および監査役の氏名、退任時の会社における地位および退任年月日は次のとおりです。

| 氏名 | 退任時の会社における地位 | 退任年月日 |
|-------|--------------|------------|
| 木村 哲彦 | 取締役 | 2024年6月20日 |
| 豊嶋 慎一 | 取締役 | 2024年6月20日 |
| 上月 健睦 | 監査役 | 2024年6月20日 |

2. 会計監査人に関する事項

当社の会計監査人 有限責任 あずさ監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制等の整備・運用について

当社は、取締役会において決定した、会社法第 362 条第 4 項第 6 号ならびに会社法施行規則第 100 条第 1 項および第 3 項に定める業務の適正を確保するための体制等に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し運用しています。

当社は、当期の内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備・運用されていることを確認しました。

なお、当社は本基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても不断の見直しを行い、直近においては 2022 年 3 月 23 日の取締役会で、2022 年 5 月 31 日付で下記のとおり改定を行う旨の決議を行いました。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および執行役員は、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）および子会社（以下「NECグループ」という。）が共有すべきルールや考え方を表した「NECグループ経営ポリシー」を通じて、NECグループにおける企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「CODE OF CONDUCT (NECグループ行動規範)」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。
 - (2) 人事総務統括部等は、「CODE OF CONDUCT (NECグループ行動規範)」の周知徹底のための活動を行う。また、人事総務統括部等は、NECによる当社における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査において指摘された問題点や提案された改善策につき、適宜必要な対応をとる。
 - (3) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - (4) NECのグループ内部監査部門および第三者機関を情報提供先とする内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の利用を促進し、当社における法令違反または「CODE OF CONDUCT (NECグループ行動規範)」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 - (5) リスク・コンプライアンス委員会は、当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて人事総務統括部等は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
 - (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- (1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。情報セキュリティに関する具体的施策については、NECの「情報セキュリティ戦略会議」で審議するとともに、NECグループ全体で横断的に推進される、情報セキュリティに関する具体的施策についても対応を図る。
- (2) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理基本規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (3) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- (4) 企業秘密については、「企業秘密管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
- (5) 個人情報については、法令および「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「リスク管理基本規程」に基づき、NECグループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- (2) 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- (3) スタッフ部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を横断的に支援する。
- (4) 事業部門およびスタッフ部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
- (5) 人事総務統括部等は、事業部門およびスタッフ部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。
- (6) リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社のリスク管理の実施について監督する。
- (7) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- (8) 事業部門およびスタッフ部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門および人事総務統括部等にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役および監査役に報告する。
- (9) 人事総務統括部等は、NECによる当社のリスク管理体制およびリスク管理の実施状

況についての監査において指摘された問題点や提案された改善策につき、適宜必要な対応をとる。

4. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- (1) 取締役会は、執行役員に対する大幅な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。
- (2) 取締役会は、月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。また、取締役会付議案件のうち重要事項については、経営会議で事前に審議を行う。
- (3) 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- (4) 執行役員は、取締役会で定めた中期経営目標および予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、経営会議で確認し、取締役会に報告する。
- (5) 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- (6) 執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、「社内承認規程」および「日常業務承認基準」に基づき適正かつ効率的に行う。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「NECグループ経営ポリシー」を通じて、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
- (2) 当社は、当社グループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- (3) 当社グループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議および取締役会への付議を行う。また、当社および子会社の事業運営に関する事項については、その重要度に応じて、当社の取締役会決議とあわせてNECにおける経営会議での審議、決裁および取締役会への付議等を行うことについてNECと協議する。
- (4) 主管部門は、主管する子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援する。
- (5) 経営企画統括部は、NECによる子会社の業務の適正性に関する監査において指摘された問題点や提案された改善策につき、適宜必要な対応をとる。
- (6) 監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。
- (7) 当社は、NECグループにおける業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。当社グループは、NECおよび関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (2) 当社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務遂行を補助するスタッフを配置する。当該スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、監査役と協議する。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (2) 監査推進室長、経営企画統括部長、人事総務統括部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
- (3) 人事総務統括部長は、NECのグループ内部監査部門および第三者機関を情報提供先とする内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。また、人事総務統括部長等は、当社の取締役に「CODE OF CONDUCT (NEC グループ行動規範)」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合は、監査役に直ちに報告する。
- (4) 内部者通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役および使用人に対し不利な取り扱いを行わない。
- (5) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (2) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (3) 監査役は、適宜会議を開催し、NECによる当社の監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (4) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

4. 事業報告の附属明細書

事業報告の附属明細書に記載する事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流動資産 | <u>31,477</u> | 流動負債 | <u>18,584</u> |
| 現金及び預金 | 87 | 買掛金 | 10,006 |
| 受取手形 | 332 | 未払金 | 696 |
| 売掛金 | 18,726 | 未払費用 | 647 |
| 契約資産 | 2,285 | 未払法人税等 | 1,016 |
| 商品 | 2,568 | 未払消費税等 | 1,138 |
| 仕掛品 | 157 | 契約負債 | 2,087 |
| 未収入金 | 37 | 預り金 | 84 |
| 前払費用 | 651 | 賞与引当金 | 2,875 |
| 関係会社預け金 | 6,623 | 製品保証引当金 | 20 |
| その他の金 | 12 | 工事契約等損失引当金 | 11 |
| 貸倒引当金 | △ 1 | 偶発損失引当金 | 3 |
| 固定資産 | <u>5,937</u> | 固定負債 | <u>4,086</u> |
| 有形固定資産 | <u>636</u> | 退職給付引当金 | 4,086 |
| 建物 | 311 | | |
| 工具器具備品 | 1,440 | | |
| 減価償却累計額 | △ 1,154 | | |
| 建設仮勘定 | 38 | | |
| 無形固定資産 | <u>1,670</u> | | |
| ソフトウェア | 1,054 | | |
| ソフトウェア仮勘定 | 615 | | |
| その他の | 1 | | |
| 投資その他の資産 | <u>3,632</u> | | |
| 投資有価証券 | 186 | | |
| 関係会社株式 | 17 | | |
| 長期前払費用 | 6 | | |
| 敷金及び保証金 | 666 | | |
| 繰延税金資産 | 2,757 | | |
| その他の | 58 | | |
| 貸倒引当金 | △ 58 | | |
| | | 負債合計 | <u>22,671</u> |
| | | 純資産の部 | |
| | | 株主資本 | <u>14,629</u> |
| | | 資本金 | <u>815</u> |
| | | 資本剰余金 | <u>43</u> |
| | | 資本準備金 | 43 |
| | | 利益剰余金 | <u>13,771</u> |
| | | 利益準備金 | 161 |
| | | その他利益剰余金 | 13,610 |
| | | 繰越利益剰余金 | 13,610 |
| | | 評価・換算差額等 | <u>115</u> |
| | | その他有価証券評価差額金 | 115 |
| | | 純資産合計 | <u>14,744</u> |
| 資産合計 | <u>37,414</u> | 負債及び純資産合計 | <u>37,414</u> |

損 益 計 算 書

〔 自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月 31日 〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 売上高 | 77,731 |
| 売上原価 | 55,833 |
| 売上総利益 | 21,898 |
| 販売費及び一般管理費 | 14,798 |
| 営業利益 | 7,099 |
| 営業外収益 | 71 |
| 受取利息及び配当金 | 28 |
| 受取手数料 | 8 |
| 受取損害賠償金 | 33 |
| その他 | 3 |
| 営業外費用 | 23 |
| 固定資産除却損 | 1 |
| 偶発損失引当金繰入額 | 3 |
| その他 | 19 |
| 経常利益 | 7,147 |
| 特別利益 | 764 |
| 退職給付制度終了益 | 764 |
| 税引前当期純利益 | 7,911 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,566 |
| 法人税等調整額 | 651 |
| 当期純利益 | 5,693 |

株主資本等変動計算書

〔自 2024年4月 1日〕
〔至 2025年3月31日〕

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|-------------------------|------|-------|---------|-------|---------------------|---------|--------|-------------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | その他の有価証券 評価差額金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| [当期首残高] | 815 | 43 | 43 | 161 | 11,442 | 11,603 | 12,461 | 88 | 12,550 |
| [当期変動額] | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △3,526 | △3,526 | △3,526 | | △3,526 |
| 当期純利益 | | | | | 5,693 | 5,693 | 5,693 | | 5,693 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | 27 | 27 |
| [当期変動額合計] | - | - | - | - | 2,168 | 2,168 | 2,168 | 27 | 2,194 |
| [当期末残高] | 815 | 43 | 43 | 161 | 13,610 | 13,771 | 14,629 | 115 | 14,744 |

個 別 注 記 表

(自2024年4月1日～至2025年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 13 頁
2. 会計上の見積りに関する注記 15 頁
3. 会計上の見積りの変更に関する注記 15 頁
4. 貸借対照表等に関する注記 15 頁
5. 損益計算書に関する注記 16 頁
6. 株主資本等変動計算書に関する注記 16 頁
7. 税効果会計に関する注記 17 頁
8. 金融商品に関する注記 17 頁
9. 関連当事者との取引に関する注記 19 頁
10. 1株当たり情報に関する注記 21 頁
11. 重要な後発事象に関する注記 21 頁
12. 収益認識に関する注記 21 頁

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

…移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品 …… 個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 仕掛品 …… 個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定額法

② 無形固定資産 …… 定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却費と残存有効期間(3年)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい金額を計上しております。また、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金

受託開発プログラム引渡後の無償修理費用の支出に備えるため、売上高等に対する過去の実績率及び個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しております。

④ 工事契約等損失引当金

受注制作ソフトウェア開発の請負工事契約等に係る将来損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることが可能な案件については、損失見積額を計上しております。

⑤ 偶発損失引当金

将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見積額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

当社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を採用しております。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、退職給付引当金として計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として4年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

「収益認識における会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

商品の販売に係る収益は、主に仕入商品の販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

製品の販売に係る収益は、主にソフトウェア等の製作であり、顧客との請負もしくは準委任契約に基づいて製品を引き渡す履行義務

を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり充足する取引であり、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づき収益を認識しています。進捗度を合理的に測定できない場合、履行義務を充足する際に回収が見込まれるコストの範囲で原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

保守又はサービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守又は情報システムに関する役務サービスの提供であり、顧客との契約に基づいて、保守又はサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足する取引であり、提供する保守又はサービスは契約期間にわたり収益を認識します。提供した保守又はサービスの利用実績に応じて収益金額が変動する場合は一定期間における利用実績に応じて収益を認識しております。

(7) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

| | |
|---------|-----------|
| 繰延税金資産 | 2,757 百万円 |
| 退職給付引当金 | 4,086 百万円 |

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異の損益処理年数は、従来、発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として12年）で損益処理しておりましたが、退職給付制度の改定に伴い損益処理年数を4年に変更しております。

この結果、従来 of 損益処理年数によった場合に比べ、当事業年度の売上総利益は126百万円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、252百万円それぞれ増加しております。

4. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減損損失累計額

貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

(2) 棚卸資産及び工事契約等損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約等に係る棚卸資産は、これに対応す

る工事契約等損失引当金を相殺して表示しております。棚卸資産との相殺額は軽微です。

(3) 関係会社に対する金銭債権 短期 7,614百万円
長期 534百万円

(4) 関係会社に対する金銭債務 短期 2,727百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 売上高 3,664百万円
仕入高 15,966百万円
営業取引以外の取引による取引高 26百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当期首 株式数 | 当期増加株 式数 | 当期減少株 式数 | 当期末 株式数 |
|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 普通株式 | 1,630,000 | — | — | 1,630,000 |

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額

(単位：円)

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額 | 1株当 たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-----------|---------------|--------------|----------------|-----------------|
| 2024年6月20日 定時株主総会 | 普通 株式 | 2,772,630,000 | 1,701 | 2024年 3月31日 | 2024年 6月28日 |
| 2024年10月31日 定時取締役会 | 普通 株式 | 753,060,000 | 462 | 2024年 9月30日 | 2024年 11月29日 |

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

第51期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり予定しております。

・ 配当金の総額 4,370,030,000円
・ 1株当たり配当額 2,681円
・ 基準日 2025年3月31日

なお、配当原資については、繰越利益剰余金とすることを予定しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金1,324百万円、賞与引当金880百万円、減価償却限度超過額316百万円であり、評価性引当金49百万円を控除して計上しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金53百万円であります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別内訳

| | |
|--------------------|---------------|
| 法定実効税率 (調整) | 30.62% |
| 税額控除 | -2.61% |
| 税効果税率変更による影響 | -0.47% |
| 過年度法人税等 | -0.20% |
| 通算制度適用による差 | 0.57% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.11% |
| その他 | 0.01% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>28.03%</u> |

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については親会社からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につ

いては、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（その他有価証券3百万円、関連会社株式17百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、未収入金、関係会社預け金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価(*) | 差額 |
|-----------------------|--------------|--------|-----|
| (1) 売掛金（純額） | 18,725 | 18,724 | △1 |
| (2) 投資有価証券 その他有価証券 | 183 | 183 | — |
| (3) 敷金及び保証金 | 666 | 649 | △17 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、返還予定額を契約期間に対する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

金銭債権及び金銭債務の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 |
|---------|--------|-------------|
| 現金及び預金 | 87 | — |
| 受取手形 | 332 | — |
| 売掛金（純額） | 18,715 | 10 |
| 未収入金 | 37 | — |
| 関係会社預け金 | 6,623 | — |
| 買掛金 | 10,006 | — |
| 未払金 | 696 | — |

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の 名称 | 議決権等の 所有（被所 有）割合 | 関連 当事者との関係 | 主要な取引の内容 | 取引金 額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--------------|------------------------|---------------|-----------------------------------|-------------|------------------------------------|----------------|
| 親会社 | 日本電気 株式会社 | 被所有 直接100% | 当社製品の販売 | ソフトウェアの開発、販売 （注1） | 3,627 | 売掛金 | 956 |
| | | | グループ通算制度 | グループ通算制度 納税額 | 194 | 契約負債 未払金 | 59 59 |
| | | | コンピュータ等の購入 | 資材等の購入 （注1） | 13,247 | 買掛金 | 2,440 |
| | | | 経費等の支払い | 取扱報奨金の受取 経費等の支払い （注1） | 90 1,434 | 未収入金 前払費用 未払費用 | 29 44 59 |
| | | | ブランド・フィ等の支払い | ブランド・フィ等の支払い （注1） | 364 | 未払金 | 111 |
| | | | 不動産の賃借 | 不動産賃借料の支払 （注1） | 990 | 未払金 | 102 |
| | | | 資金の貸借 | 資金の預入および引出 （△が引出） 利息の受取（注1） | 1,358 19 | 敷金及び 保証金 前払費用 関係会社 預け金 | 81 6,623 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 日本電気株式会社との基本契約に基づき、価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案した内容を前提に、価格交渉の上決定し、支払条件は、売上高、仕入高、固定資産の購入及び利息の受取についてあらかじめ決定している条件にて、決定しております。その他の取引については請求書の発行時期等により個別に決定しております。

(2) 兄弟会社

(単位 : 百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 主要な取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------|-----------------------------|----------------|-------------------------------|-----------------------|-------|------|-------|
| 親会社の子会社 | NECフィールドディング株式会社 | 所有なし | 当社製品の販売 製品の購入 経費等の支払い | ソフトウェアの開発、販売 (注1) | 97 | 売掛金 | 57 |
| | | | | 資材等の購入(注1) 経費等の支払い | 1,960 | 買掛金 | 310 |
| | | | | | 3 | 前払費用 | 6 |
| | | | | | | 未払金 | 2 |
| 親会社の子会社 | NECソリューションイノベータ株式会社 | 所有なし | 当社製品の販売 製品の購入 経費等の支払い | ソフトウェアの開発、販売 (注2) | 193 | 売掛金 | 26 |
| | | | | 資材等の購入(注2) 経費等の支払い | 1,467 | 買掛金 | 502 |
| | | | | | 37 | 前払費用 | 29 |
| | | | | | | 未払費用 | 1 |
| | | 未払金 | 6 | | | | |
| 親会社の子会社 | NECネットエスアイ株式会社 | 所有なし | 当社製品の販売 製品の購入 経費等の支払い | ソフトウェアの開発、販売 (注3) | 74 | 売掛金 | 13 |
| | | | | 資材等の購入(注3) 経費等の支払い | 1,696 | 買掛金 | 1,087 |
| | | | | | 102 | 前払費用 | 41 |
| | | | | | | 未払費用 | 6 |
| | | 未払金 | 6 | | | | |
| 親会社の子会社 | NECファシリティーズ株式会社 | 所有なし | 当社製品の販売 経費等の支払い | ソフトウェアの開発、販売 (注4) | 2 | 売掛金 | 2 |
| | | | | 経費等の支払い (注4) | 389 | 前払費用 | 13 |
| | | | | | | 未払費用 | 3 |
| | | | | | | 未払金 | 10 |
| | | 敷金 | 131 | | | | |
| 親会社の子会社 | NECビジネスインテリジェンス株式会社 (注5) | 所有なし | 当社製品の販売 間接業務の委託 経費等の支払い | ソフトウェアの開発、販売 (注6) | 40 | 売掛金 | 15 |
| | | | | 間接業務の委託 (注6) | 556 | 買掛金 | 49 |
| | | | | 経費等の支払い | 315 | 未払金 | 46 |
| | | | | | | 未払費用 | 1 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) NECフィールドディング株式会社への当社製品の販売、資材等の購入については、市場実勢を勘案して価格交渉の上、決定しております。
- (注2) NECソリューションイノベータ株式会社への当社製品の販売、資材等の購入については、市場実勢を勘案して価格交渉の上、決定しております。
- (注3) NECネットエスアイ株式会社への当社製品の販売、資材等の購入については、市場実勢を勘案して価格交渉の上、決定しております。
- (注4) NECファシリティーズ株式会社への当社製品の販売、不動産等の賃借に関する取引については、市場実勢を勘案して価格交渉の上、決定しております。
- (注5) NECビジネスインテリジェンス株式会社は、2024年4月1日付でNECマネジメントパートナー株式会社より社名変更しております。
- (注6) NECビジネスインテリジェンス株式会社への当社製品の販売、業務委託に関する取引については、市場の実勢を勘案して価格交渉の上、決定しております。

10.1 株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 9,045円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3,492円76銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

当社を含むNECグループは、NEC ネットエスアイ株式会社の持つIT・ネットワーク統合技術及び全国対応の工事・施工力等を活かし、パブリックSME領域と融合し、国内地域ビジネス強化体制を構築、経営資源の相互活用と経営効率化を目的とした事業再編を実施しています。当該事業再編の一環として、当社の親会社である日本電気株式会社の事業の一部を譲り受けることを決定し、2025年4月22日付で同社と吸収分割契約書を締結いたしました。

概要

- ① 当事者の名称
吸収分割会社 日本電気株式会社
吸収分割承継会社 NECネクソリューションズ株式会社
- ② 対象の事業
中堅中小企業向け事業及び中小自治体における職員向け業務支援、住民向けサービスを提供する事業
- ③ 事業譲受の効力が生ずる日
2025年7月1日
- ④ 事業譲受の法的形式
吸収分割

12. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

NECネクサソリューションズ株式会社

第51期

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

有限責任 あずさ監査法人
2025年5月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

NECネクサソリューションズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島 義 浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NECネクサソリューションズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

第51期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監査役間の協議により監査方針及び監査計画を定めた上で、各監査役が分担して、必要な調査を行い、その結果を監査役間で報告及び協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、監査推進室と連携して調査等を行いました。

具体的には、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁文書や報告書を閲覧し、取締役等及び会計監査人から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

さらに、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備及び運用されている状況について、取締役等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）に関しては、会計監査人より諸法令及び企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則に準拠して整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 当社と当社の親会社等との間の取引に係る事項等についても、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

NECネクサソリューションズ株式会社

監査役

津田 明宏 

監査役

宮北 泰宏 